



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第259回

予定納税と中間申告

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】最近は事業承継の計画を依頼されることが多くなりました。金融機関からの提案もありますが、中には「本気ですか？」と首をかしげなくなるような現状無視の銀行本位の提案もありたりします。

部長 資金繰りの計算をしているのだが、予定納税はどうだったっけ？

E子 税理士から表をいただいています。これによると、法人税も消費税もありますね。

部長 表を見せてもらえるかな？ よし、わかった。ありがとう。

E子 予定納税って、いつも決算時に税理士に教えてもらっていますが、これって私たちが計算するのは難しいのでしょうか？

部長 いいや、そんなことはないよ。税理士は我々の資金繰りのためにサビスで教えてくれているのさ。

E子 それなら私にもできるかしら？

部長 もちろんだ！ 予定納税額の計算、やってみるかい？

E子 はい。よろしく願います。

部長 では、まず法人税からいこう。前期の法人税別表一を持ってきて。

E子 はい。こちらです。

部長 「差引所得に対する法人税額」

を探してみて。

E子 はい。ありました！ 「中間申告分の法人税額」を控除する前の税額ですね。

部長 この金額が20万円を超えている場合には、予定納税が必要となる。

E子 残念ながら超えています。予定納税額はどの計算するのですか？

部長 差引所得に対する法人税額を前事業年度の月数で割って、これに6をかけた金額が予定納税額となる。

E子 全事業年度の月数：12ヵ月ですから、前期の税額の半分、ということですよいですね。

部長 そのとおり。設立などで事業年度が1年未満の法人の場合も考慮しての計算式になっているんだ。

E子 わかりました！ でも、今期は前期ほど利益が出ない予定ですよ。

部長 そうだね。資金があるようならそのまま予定納税をしてもいいが、もう一つ、6ヵ月で仮決算をして求めた

利益に対応する税額での納税も可能だ。

E子 あら、それは良いですね。

部長 その場合は、必ず申告をしないといけないから気をつけなさいと。

E子 予定納税は申告しなくても良いのですか？

部長 いいや、予定納税は申告するのが原則だが、申告しなくても納税をすれば、申告したものとみなす「みなし申告」という決まりがあるんだ。納税は事業年度開始以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内だから気をつけて。

E子 はい！あと消費税ですが…。

部長 消費税も仮決算での申告納付やみなし申告、納税期限が2ヵ月以内、というのは同じだが、予定納税の義務の判定や予定納税の回数の判定がやっかいなんだ。まずは、前期の消費税の申告書の第一表を用意してみよう。

E子 これでですね。

部長 上段が国税の消費税、下段が地方消費税の計算に分かれているが、上

段の「納付税額」で判定を入れる。

E子 中間納付税額の一つ上ですね。

部長 そうだ。法人税と同じだね。この金額が48万円を超えると予定納税の義務があり、さらに400万円を超えると年3回、4800万円を超える

と年11回の予定納税となる。

E子 消費税は通常10%という頭があるって、地方消費税とか考えませんか？

予定納税の判断は国税のみ、というのは気にしておかないといけませんね。

部長 そうだね。地方消費税込みで判定すると、実は予定納税があった、というの

は実務でもよくあるトラブルだ。E子 前期の税額が多いほど予定納税回数が増えるのはなぜですか？

部長 消費税は最終消費者からの預かりものの、という考え方があり、業績が悪い会社でも消費税の納税が多額にある、というのはよくあることだ。

E子 決算で気づいたときには納税に回すべき資金を運転資金に使ってしま

った、ということもあるわけですね。

部長 お金に色は付けられないからね。

E子 そうですよ…。

部長 年1回の場合には6/12、年3回のときには3/12、年11回の場合には1/12の国税と、これに対応する地方消費税額(国税の22/78)を納めることになるぞ。

E子 なかなか計算も面倒ですね…。

部長 それもあり、税理士が作ってくれた表を確認したり、税務署から来る予定納税のお知らせに注意しておこう。

E子 法人税も半年分だと大きくなりがちですし、消費税もたくさんあり、予定納税もあらかじめ資金繰りに入れておかないと怖いですね。

部長 ちなみに消費税だけ、予定納税の義務がなくても、年1度の任意の中間申告ができることになっている。

E子 それほど消費税の納税でトラブル

があるということですね。

部長 ダントツで滞納最多の税目だぞ。